随意契約(相手方指定)調書

件 名	戸籍・住記システム運用支援等業務委託	5200128
工(納)期	令和5年3月31日	
契約締結日	令和4年4月 1日	
契約金額	106,920,000円(消費税込み)	

契約相手方	富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 首都圏支店	
	(法人番号:2011401007325)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備 考		

契約審査委員会資料 経理課契約係 R4.2.17

業者選定理由書

件名	戸籍・住記システム運用支援等業務委託
指名業者(案)	名 称 富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 首都圏支店 所在地 東京都板橋区坂下一丁目19番1号 代表者 支店長 松尾 浩一郎
特命理由	本件は、「戸籍総合システム・ブックレス」及び「荒川区住民記録システム」により、証明書の作成や入力業務、郵送請求等の一連の業務を委託するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 本件については、改正戸籍法により戸籍証明書の広域交付等大幅な仕様の変更が令和5年度中に生じることが予定されているが、現段階では詳細な内容が決まっておらず、提案評価型選定の実施が困難となっている。 上記業者は、平成20年度に「戸籍総合システム・ブックレス」を導入した際に「戸籍システム運用支援等業務等委託」を受託しており、これまでの履行状況は良好である。 令和3年度においては、令和元年に成立した改正戸籍法や昨年度から急速に普及しているマイナンバーカードにより、新旧の事務処理が併存し複雑化しているなかで、着実に業務を行い、その履行状況は良好であることから、引き続き確実な履行が期待できる。 以上の理由から、上記業者を契約相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)